

## 出張講習のご案内

# 刈払機取扱い作業者安全衛生教育

刈払機は林業だけではなく、造園業、建設工事、土木工事など幅広い分野で使用されています。刈払機の使用において、転倒及び刈刃は非常に高速で回転するため、刈刃の跳ね返り等による作業中の事故が多く発生しています。

労働安全衛生法では、刈払機を操作する際の資格として「事業者が労働者に刈払機を使用させる際には、刈払機取扱い作業者の安全衛生教育を受講させること」と規定されています。

(平成12年2月16日 基発第66号)

<講習開催日> **5月11日(金) 8時30分~受付、9時開講**

<講習料> **10,000円(テキスト代、消費税含む)**

<講習会場> **村上市民ふれあいセンター  
新潟県村上市岩船 3270 番地**



<カリキュラム> **\* 1日間の講習です**

| 科目(学科)           | 範囲                    | 時間  |
|------------------|-----------------------|-----|
| 刈払機に関する知識        | (1) 刈払機の構造及び機能の概要     | 1.0 |
|                  | (2) 刈払機の選定            |     |
| 刈払機を使用する作業に関する知識 | (1) 作業計画の作成等          | 1.0 |
|                  | (2) 刈払機の手配            |     |
|                  | (3) 作業の方法             |     |
| 刈払機の点検及び整備に関する知識 | (1) 刈払機の点検・整備         | 0.5 |
|                  | (2) 刈刃の目立て            |     |
| 振動障害及びその予防に関する知識 | (1) 振動障害の原因及び症状       | 2.0 |
|                  | (2) 振動障害の予防措置         |     |
| 関係法令             | (1) 労働安全衛生関係法令中の関係条項等 | 0.5 |
| 合計               |                       | 5.0 |

| 科目(実技)  | 範囲                    | 時間  |
|---------|-----------------------|-----|
| 刈払機の作業等 | 刈払機の手配、作業方法、点検・整備の方法等 | 1.0 |
| 合計      |                       | 1.0 |

**合計 6.0時間**

**お問合せ・お申込みはこちらまで!**

キャタピラー教習所株式会社 新潟教習センター

TEL 025-232-7611 FAX 025-232-7612

〒950-1195 新潟県新潟市西区山田 2307 番地 108 (日本キャタピラー新潟営業所内)